

# 平成23年度第1回むつ市地域公共交通活性化協議会

日 時：平成23年9月20日（火）

13：30～

場 所：市役所 大会議室2

## 次 第

### 1 開 会

### 2 協議案件

(1) 市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について 【資料1-1、1-2】

(2) むつ市地域公共交通活性化協議会川内地区分科会の  
設置について 【資料2】

(3) その他

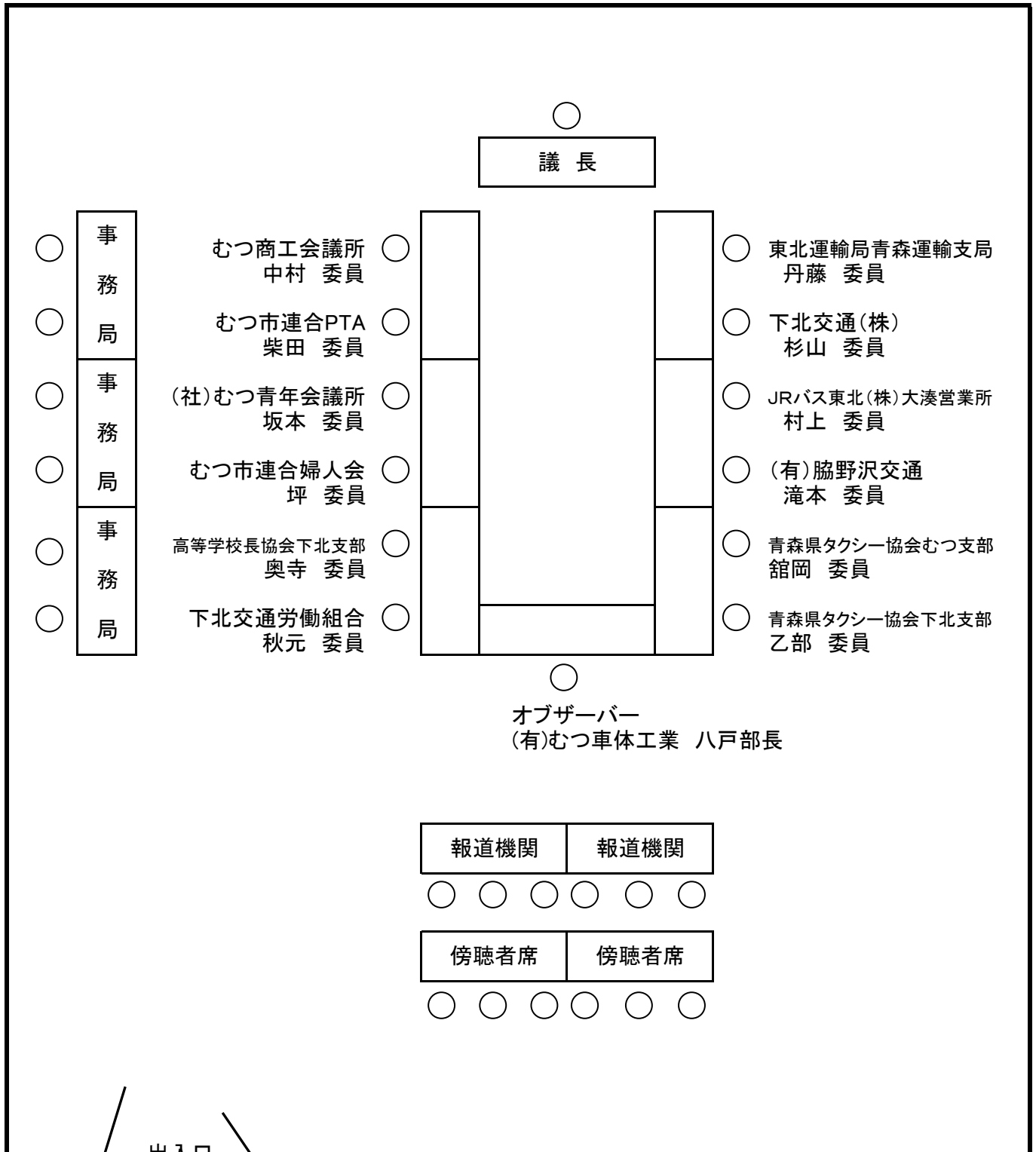
### 3 その他

### 4 閉 会

# 平成23年度第1回むつ市地域公共交通活性化協議会・座席図

日時 平成23年9月20日(火) 午後1時30分～

場所 市役所 大会議室2



資料1-1

平成23年 9月 日

東北運輸局青森運輸支局長 殿

名 称 むつ市役所  
住 所 むつ市中央一丁目8番1号  
代表者の氏名 むつ市長 宮 下 順一郎

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名  
むつ市役所 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市長 宮 下 順一郎
2. 登録番号  
東青市福第8号
3. 自家用有償旅客運送の種別  
市町村運営有償運送：市町村福祉輸送

4. 路線又は運送の区域

・(1) 路線（交通空白輸送に係るもの）

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

・(2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考
むつ市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
むつ市社会福祉協議会 本 所	むつ市中央一丁目8番1号
むつ市社会福祉協議会 川 内 支 所	むつ市川内町川内477番地
むつ市社会福祉協議会 大 畑 支 所	むつ市大畑町観音堂25番地1
むつ市社会福祉協議会 脇 野 沢 支 所	むつ市脇野沢渡向107番地1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	普通自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転式車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
むつ市社会福祉協議会 本 所				( )	( )	2 ( )	( )	( )	( )	2 ( )
むつ市社会福祉協議会 川 内 支 所				( )	1 (1)	1 ( )	( )	( )	( )	2 (1)
むつ市社会福祉協議会 大 畑 支 所				( )	1 (1)	1 ( )	( )	( )	( )	2 (1)
むつ市社会福祉協議会 脇 野 沢 支 所				( )	( )	1 ( )	( )	( )	( )	1 ( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
	○

該当するものに○を付すこと

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額  
(必要に応じ関係資料を添付のこと)  
別紙料金表のとおり

【参考】福祉輸送車両利用料について（変更点）

走行距離	現行の利用料	更新後の利用料
1 kmまで		300円
3 kmまで	500円	500円
5 kmまで	800円	800円
10 kmまで	1,000円	1,000円
15 kmまで	1,200円	1,200円
20 kmまで	1,400円	1,400円
25 kmまで	1,600円	1,600円
30 kmまで	1,800円	1,800円
35 kmまで	2,000円	2,000円
40 kmまで	2,200円	2,200円
45 kmまで	2,400円	2,400円
50 kmまで	2,600円	2,600円
60 kmまで	3,100円	50 kmを超える場合 10 kmにつき 500円
70 kmまで	3,400円	
80 kmまで	4,100円	
90 kmまで	4,500円	
100 kmまで	4,900円	
100 kmを超える場合	10 kmにつき 500円	

福祉輸送車両利用料

走行距離	利用料
1 kmまで	300円
3 kmまで	500円
5 kmまで	800円
10 kmまで	1,000円
15 kmまで	1,200円
20 kmまで	1,400円
25 kmまで	1,600円
30 kmまで	1,800円
35 kmまで	2,000円
40 kmまで	2,200円
45 kmまで	2,400円
50 kmまで	2,600円
50 kmを超える場合	10 kmにつき500円

備考 利用料は、降車の都度、精算するものとする。

## ～ 外出支援サービス事業について ～

### 資料 1-2

#### ◎目的

老衰、身体の障害、傷病等の理由により、外出が困難な高齢者及び障害等を有する方に対して、リフト付きストレッチャー装着ワゴン車等の利用を提供する外出支援サービスを実施することにより、永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって高齢者等の保健福祉の向上とその家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

#### ◎対象者

市の区域に住所を有し、かつ、下記のいずれかに該当する方であって、むつ市福祉輸送車両会員登録証兼会員登録料領収証の交付を受けた方

- (1) おおむね65歳以上の高齢者であって、寝たきり又はこれに準じると認められる方
- (2) おおむね60歳以上の高齢者であって、車いすを利用しなければ移動することが困難な方
- (3) 身体に障害又は傷病がある方であって、車いす又はストレッチャーを利用しなければ移動することが困難な方

※1 会員制：会員登録料 1,200円(月割は無し)

#### ◎利用料金の支払い方法

走行距離メーターが表示するキロ数に応じて、むつ市が発行する利用券により受託事業者利用料金を支払います。

利用料金は、走行距離により下記のとおりとなります。

走行距離	利用料	走行距離	利用料
1kmまで	300円	30kmまで	1,800円
3kmまで	500円	35kmまで	2,000円
5kmまで	800円	40kmまで	2,200円
10kmまで	1,000円	45kmまで	2,400円
15kmまで	1,200円	50kmまで	2,600円
20kmまで	1,400円	50kmを超える場合	10kmにつき500円
25kmまで	1,600円		

#### ◎受付時間等

受付時間：午前8時30分から午後5時15分

車両の運行時間：午前9時00分から午後5時00分

受付及び車両運行の休日：市の休日並びに1月2日、3日及び12月28日から12月31日

## ～ 外出支援サービス事業について ～

### ◎委託先

社会福祉法人 むつ市社会福祉協議会(H17年度～)

### ◎実績

	会員登録者	利用料金 (会員登録料)	利用回数	走行距離
H20年度	478人	5,212,200円 (573,600円)	4,916回	56,120.7km
H21年度	518人	5,635,100円 (621,600円)	5,481回	58,199.6km
H22年度	576人	6,188,000円 (691,200円)	5,855回	65,033.3km
H23年度	428人	2,544,100円 (513,600円)	2,513回	27,131.4km

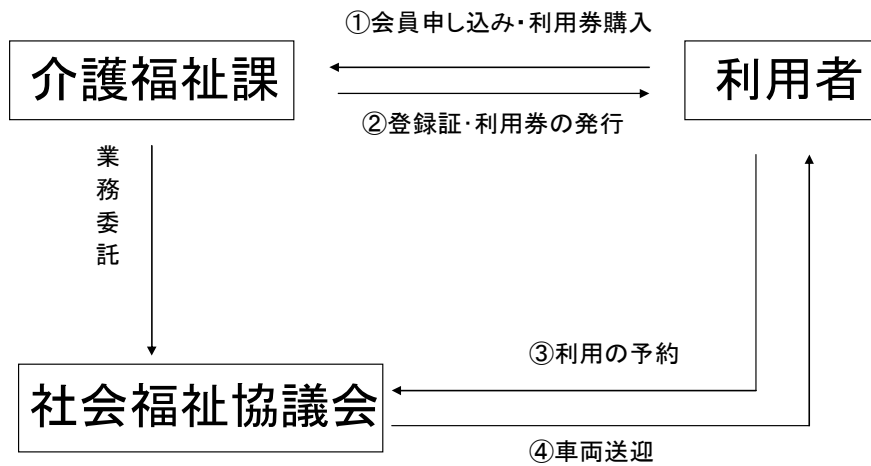
※ H23年度については、8月末現在

### H23年度会員登録者内訳

	男	女	計
障害者	28人	14人	42人
高齢者	144人	242人	386人
計	172人	256人	428人



# 外出支援サービス 利用の流れ



- 登録・購入手続きは、代理・代行可能
- 本所・支所間で利用調整の上、送迎を行う

※車両台数(平成23年8月末現在)

本所: 2台(車いす・ストレッチャー兼用車)

川内支所: 2台(うち1台車いす車)

大畑支所: 2台(うち1台は車いす車)

脇野沢支所: 1台(車いす・ストレッチャー兼用車)

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成20年9月12日制定

平成23年9月9日一部改正

(設置)

第1条 この要綱は、むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定による地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）に定める地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び同計画の実施に係る連絡調整
- (4) 市の地域交通施策の推進に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又は当該事業者で組織する団体の代表者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者
- (6) 第2号及び第3号に掲げる事業者の事業用自動車の運転者で組織する団体の代表者

3 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は道路運送法施行規則第49条第1号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
  - ア 道路管理者又はその指名する者
  - イ 公安委員会の代表者

(2) 鉄道又は海上運送を含めた連携計画の策定及び実施に係る事項について協議を行う場合には、次に掲げる者

ア 鉄道事業者

イ 港湾管理者又はその指名する者

ウ 航路事業者又はその指名する者

エ 前号イに掲げる者

(3) 学識経験を有する者その他協議会の運営上、市長が必要と認める者  
(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は第3条第2項第1号の者を充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 協議会において、活性化再生法に基づく連携計画を策定することとした場合には、監事2名を置くこととし、会長が指名する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 協議会の議決を要する事項については、出席委員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決することとする。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、関係する事業者及びその組織する団体、協議の対象となる当該地区の関係者その他会長が必要と認める者をもって構成する。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。